

「Cyber Port」いよいよ始動。

【Cyber Port 始動】

平成30年7月に国土交通省から発表された「PORT2030」施策として進められてきた「Cyber Port」が、令和3年4月から運用を開始しました。

今後、港湾インフラ分野のデータ整備等を行い、順次適用範囲や機能が広がっていきます。

【港湾管理に関係するの?】

港湾管理においては、「港湾関連データ関係基盤」を立ち上げ、港湾インフラに係る、あらゆる情報を一元的に電子化してCyber Portの一部として活用します。



港湾インフラにおけるプロジェクトロードマップ

付与機能	データ	ソース	2022年度	2023年度	2024年度
			Step 1	Step 2	Step 3
Step1 ・ユーザー認証 ・GIS機能(表示・検索・集計・計測・DL) ・データ登録(管理者・国・委託事業者) ・外部からのデータ取り込み(API連携)	・区域平面図(港湾区域、河川区域等) ・施設位置図 ・施設断面図 ・港湾情報(潮位等) ・施設諸元等 ・港湾計画図 ・港湾計画書 ・維持管理情報 ・工事完成図面(直轄) ・その他区域図(海域)等	・港湾台帳 ・管理台帳 ・港湾管理者のシステム ・港湾計画(重要港湾以上) ・維持管理DB ・電子納品物システム ・海しる(海上保安庁)	プロトタイプ(10港) 2021年度 システム設計・構築 台帳等の電子化 2022.4 テスト稼働 2022年度中の運用開始 ・データの一元管理による業務効率化 ・情報共有、工事データの活用による維持管理の効率化	重要港湾以上(125港)に拡大	全港湾(932港)に拡大

【今後の流れ】

上図のとおり、港湾インフラに係るあらゆる情報をデータ化し、蓄積する作業が始まっており(Step 1)、北海道開発局管内では、港湾管理者の皆様から以前にご提供いただいた港湾台帳や港湾施設管理台帳の帳簿・図面等をデータ化する作業を直轄(港湾行政課)にて鋭意進めております。

現時点では2023年度から重要港湾以上、2024年度からは地方港湾を含めた全港湾を対象にシステムが稼働することとされています。

Cyber Portは、港湾に係るビッグデータをもとに、港湾工事や維持管理の効率化等、様々な活用イメージが示されています。Cyber Portを最大限に生かすため、港湾管理者の皆様によるデータ蓄積と、港湾管理業務におけるCyber Port活用が期待されています。

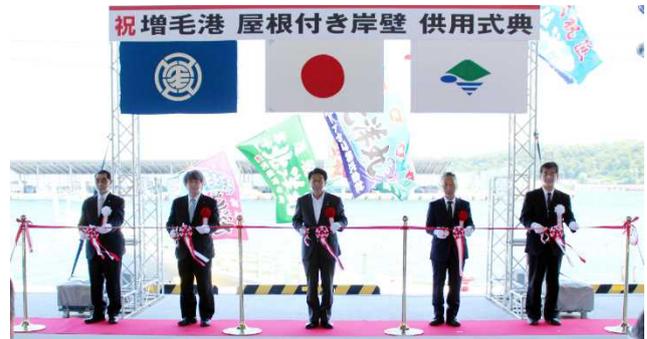
(港湾空港部 港湾行政課)

増毛港本港地区 屋根付き岸壁供用式典を開催

7月17日（土）、北海道日本海側に位置する増毛港において、サケ、ナマコの輸出促進を目的とした屋根付き岸壁の供用式典を開催（共催：増毛町）し、関係者約50人が供用を祝いました。

増毛港屋根付き岸壁は、増毛港を含む道内の6港湾管理者が策定した農水産物輸出促進計画（平成29年5月国土交通省港湾局長認定）に基づき、整備したものです。

今般完成した屋根付き岸壁により、サケやナマコの鮮度・品質の向上が図られるほか、増毛町および漁業従事者による前向きな衛生管理の取組と合わせて、水産物の商品価値を高めることができ、さらなる輸出促進が期待されます。



テープカット時の様子

増毛港における輸出促進に向けた新たな取組



- 増毛港におけるサケ等の荷役は野天で作業しており、鳥糞などの異物混入や直射日光などによる品質低下が課題。
- 開発局による屋根付き岸壁の整備、及び管理者・漁業者による衛生管理を一体的に取り組むことにより、増毛産水産物の商品価値を高めることで、さらなる輸出促進を図る。



《農水産物輸出促進計画》

・平成29年5月、道内の6港湾管理者らが策定
・全国で初めて国土交通省港湾局長から認定

【ハード対策（開発局の取組）】

- ・屋根付き岸壁の整備

【ソフト対策（管理者・漁業者の取組）】

- ・高度衛生管理のための計画策定（増毛港衛生管理マニュアル）
- ・滅菌海水装置の導入
- ・製氷施設とエア搬送装置の導入



マニュアル策定協議状況

整備後

【完成】屋根付き岸壁



【整備効果】

- 屋根により鳥糞、直射日光等を防ぎ、滅菌海水装置の導入等と合わせて、衛生管理水準が高度化
- 増毛港衛生管理マニュアルに即した施設利用により、さらなる輸出促進を目指す

（港湾空港部 港湾計画課）

港湾空港関係功労者等を表彰！

～海をきれいにするための一般協力者大臣表彰伝達式及び
北海道開発局港湾空港関係功労者表彰式を開催～

国土交通省では、毎年「海の日」に、多年にわたり海事関係事業等に貢献された方々に対して大臣表彰を行っています。

今年度の北海道開発局関係では、「海をきれいにするための一般協力者」として、石狩湾新港内において多年にわたる清掃活動を行い、港内の環境美化に貢献したことが認められ、「石狩湾新港企業団地連絡協議会」が受賞されました。

また、北海道開発局では、港湾空港整備事業の推進を目的として「北海道開発局港湾空港関係功労者表彰」を平成18年から行っており、今年度は前利尻町長の保野洋一氏及び株式会社菅原組（函館市）の菅原修代表取締役の局長表彰が決定され、7月20日（火）に札幌第1合同庁舎において表彰伝達式が大臣表彰と合同で開催しました。

式では、北海道開発局魚住港湾空港部長から表彰状等が授与され、その功績を讃えるとともに、改めて感謝を表する挨拶がありました。

各受賞者の皆様からは、これまでの清掃活動や港湾整備事業に携わってきた業績等を振り返るとともに、関係者の方々に対する謝辞等が述べられました。



表彰伝達式の模様



（前列左から菅原氏、保野氏、魚住港湾空港部長、石狩湾新港企業団地連絡協議会阿部会長）

（港湾空港部 港湾計画課）

港湾管理者との合同安全パトロール

工事安全対策の強化の一環として、毎月実施している工事安全パトロールに、港湾管理者および労働基準監督署の方の参加を呼びかける取り組みを令和2年度から開始し、**港湾管理者の皆様が参加する合同安全パトロール**を9回実施いたしました。

開建	函館	小樽	室蘭	釧路	網走	留萌	稚内	札幌
回数	1回	2回	2回	2回	1回	0回	1回	0回

<合同安全パトロールの様子>



写真 小樽港での合同安全パトロール①



写真 小樽港での合同安全パトロール②

ご参加いただいた皆様からは、**他の工事現場を確認することは、職務の参考になる**などの感想をいただきました。今年度も合同安全パトロールを実施することで、北海道港湾全体の安全対策の強化を図って参りますので、積極的な参加をお願いいたします。

<港湾管理者の感想>

- ・大規模な直轄工事の施工をみることができ、若い職員にとって良い経験となる。
- ・他機関の現場を確認することは、我々の勉強になることが多い。
- ・担当工事では安全パトロールを実施していないため参考になる。
- ・直轄工事における安全管理が参考になる。

(港湾空港部 港湾建設課)

7月より成果検査を実施しています！

○成果検査の目的

補助金の交付決定に始まった補助事業は、その額の確定により完了します。補助事業の完了は、事業の完了という事実行為に加えて、当該補助事業が交付決定内容及び条件に適合しているか否かの確認を受ける必要があります。

根拠法令は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第15条の規定に基づき検査が実施されます。

今年度は18港湾管理者等への検査を予定していますが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、書面検査を中心に実施します。

対象となる皆様には大変お手数ですが、円滑な検査の実施にご協力をよろしくお願いいたします。



R2現地調査の様子

検査の流れ

■完了実績報告の提出 ※6月30日まで

■書面検査
 検査資料等の提出を受け、書面審査を行う
 ・事務手続きの適否 ・積算、施工方法、出来形の適否

■現地検査
 現地調査のみを行う(現地で書面審査を行う予定はありません)
 ・物件管理の適否



■ 交付すべき補助金額の確定

■ 返還命令
 (港湾空港部 港湾行政課)

令和3年度 実地監査について

令和3年6月号の「こうわん通信第37号」において、令和3年度の実地監査についてお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により、実地監査に延期等が生じております。

北海道では札幌市を対象区域とした「まん延防止等重点措置」が再び適用され、8月31日までは不要不急の外出を控えるよう要請されております。

既に日程調整や事前資料を提出して頂いた港湾管理者の皆様にはご迷惑をおかけすることになりましたが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止又は延期となる場合がございますのでご承知おきください。

白老港（白老町） 7月21日 ⇒ **10月8日【延期】**

天売港・焼尻港（羽幌町）

7月28日、7月29日 ⇒ **9月29日、9月30日【延期】**

宗谷港（稚内市） 8月 3日 ⇒ **【中止】**

小樽港（小樽市） 8月31日 ⇒ **【延期】**

令和3年度 港湾管理講習会の開催について

令和3年度も港湾管理者及び開発建設部の実務担当者を対象として、「港湾管理講習会」を開催いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響から、昨年度に引き続き、今年度もWeb会議形式により実施いたします。

1. 開催日時：令和3年8月25日（水）10:00～15:00(予定)

2. 講習内容（予定）

- 1 港湾管理について
- 2 実地監査について
- 3 港湾施設の維持管理に関して
- 4 海岸保全施設の維持管理に関して
- 5 取組事例の紹介について
- 6 埋立に関する手続きについて
- 7 補助事業に関する事務手続きについて

* 参加申込方法や資料等、詳細につきましては、対象の皆様別途お知らせしております。

（港湾空港部 港湾行政課）

港湾行政講座 1 時間目！

連載開始！！

Q 施設認定って何ですか？

A 国有港湾施設、港湾管理者施設に関わらず「港湾施設」として位置付けるためには、泊地、航路等の水域施設や防波堤の場合は**港湾区域内**に、岸壁、護岸及び臨港道路等の陸域施設の場合は**臨港地区内**に存在している必要があります。

ところが、臨港地区の指定は都市計画法第8条による指定又は港湾法第38条により指定することになります。特に都市計画法に基づく場合は都市計画部局との調整等にある程度の期間を要することになります。

そのような場合に臨港地区が指定されるまでの**暫定的な措置**として、臨港地区内にはない施設を国土交通大臣が「港湾施設」とみなして認定する制度が港湾法第2条第6項に定める**施設認定**です。

また、臨港道路の場合、臨港地区外にある主要道路に接続しなければならないことから、道路の一部が臨港地区外に出ることもあります。その場合も**限定的な取扱い**として**施設認定**することになります。

ただし、施設認定は**例外的な取扱い**であるため、その適用は**限定的**及び**暫定的**に行うべきものであり、原則的には臨港地区の指定により港湾施設に位置付けることになります。

施設認定の時期については、下記のとおりケースバイケースとなりますので、認定を怠ることが無いよう注意願います。

- ① **公有水面埋立**により港湾施設の整備が行われる場合
埋立免許（承認）取得時から施設認定できます。
ただし、施設認定の効力は竣工認可の告示日に発生します。
- ② 臨港地区外において港湾施設の整備が行われる場合
 - (ア) **国の直轄事業**の場合
港湾計画に位置付けられた日以降、直轄事業の着手前までに施設認定を行います。
 - (イ) **補助事業等**の場合
交付申請前までに施設認定を行います。
 - (ウ) **地方単独事業**の場合
港湾計画に位置付けられた日以降、港湾施設として供用開始するまでに施設認定を行います。

(港湾空港部 港湾行政課)